

事 務 連 絡
平成20年10月22日

各

都 道 府 県
保健所設置市
特 別 区

 衛生主管部局、民生主管部局、母子保健主管部局 御中

厚生労働省医薬食品局食品安全部企画情報課
厚生労働省医薬食品局食品安全部基準審査課
厚生労働省雇用均等・児童家庭局総務課
厚生労働省社会・援護局福祉基盤課
厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部障害福祉課
厚生労働省老健局総務課

こんにゃく入りゼリー事故に関する注意情報について

本年9月、こんにゃく入りゼリーに起因する新たな窒息死亡事故が発生したことを踏まえ、厚生労働省としては、平成20年10月3日付け事務連絡「食品による窒息事故防止の徹底について」等により、食品による窒息事故の防止について、適切な指導をお願いしているところです。

このような中で、今般、こんにゃく入りゼリーによる窒息事故の再発防止について、政府一体となった取組を進めるとの観点から、「こんにゃく入りゼリーによる窒息事故の再発防止について」（平成20年10月16日消費者安全情報総括官会議申合せ）が取りまとめられ、これを受け、内閣府、厚生労働省及び農林水産省の関係部局長により、10月21日、製造・流通関係団体あて連名通知「こんにゃく入りゼリーによる窒息事故の再発防止策について」を発出したところです。

また、これに先立ち、10月2日、内閣府国民生活局長から都道府県知事及び政令指定都市市長あて通知「こんにゃく入りゼリー事故に関する注意情報について」が発出されたほか、10月3日、全国こんにゃく協同組合連合会、全国菓子工業組合連合会、全日本菓子協会において、「一口タイプのこんにゃく入りゼリーの事故防止強化策について」が取りまとめられたところです。

今般、これらの通知等について、あらためて周知させていただくとともに、各都道府県等におかれては、これらの内容を踏まえ、貴管内の市町村、児童福祉施設、老人福祉施設、介護保険施設、関係団体等に情報提供し、食品による窒息事故の予防の啓発を行うとともに、食事提供の際の注意喚起等、事故発生の防止を徹底するよう、関係者に周知する等の適切な対応をお願いします。

こんにやく入りゼリーによる窒息事故の再発防止について

平成20年10月16日

消費者安全情報総括官会議申合せ

こんにやく入りゼリーによる窒息事故については、昨年来、関係者による再発防止に向けた取組にもかかわらず、新たな死亡事故が発生していることに鑑みて、早急に政府一体となって再発防止に取り組んでいくため、下記のとおり申し合わせる。

記

1 消費者への注意喚起等

(1) 関係団体等への協力要請

- ・既に流通している注意喚起の表示が小さな商品や表示がない商品について、包装の上からシールを貼付して一層の注意喚起を図る、店頭から自主回収を行う、店頭において注意情報を提供するなど、当該商品による新たな事故発生を防止するために必要な措置を講ずるよう、製造及び流通関係団体等に対して、関係府省連名による協力要請を行う
- ・農林水産省は、消費者へのわかりやすい注意情報（窒息死亡事故発生のリスク、一般的なゼリーとの違い等）の提供を徹底するための措置を特に講ずる場合を除き、新たに商品を流通させないよう、製造関係団体等に対して協力要請を行う

(2) 行政からの周知

- ・関係府省は、様々な媒体（ホームページ、情報提供誌等）を通じて、消費者へのわかりやすい注意情報の提供を行う
- ・関係府省は、地方公共団体を通じ、関係機関（児童福祉施設、老人福祉施設、介護保険施設、学校、学校法人等）に対して、乳幼児、児童や高齢者の方々が食べることのないよう等周知するとともに、これらの方々に提供することのないよう等要請する

2 改善策

(1) 表示、形状、物性等の改善

- ・農林水産省は、表示、形状、物性や販売方法などについて、製造関係団体等に対して改善策を講ずるよう協力要請を行う

- ・特に、形状及び物性等の改善については、消費者目線から検討を進め、年内を目途として、再発の防止につながる実効的な改善策を講ずるよう求める

(2) 改善状況の把握と情報提供

- ・農林水産省、独立行政法人国民生活センターは、表示、形状、物性、販売方法などの改善状況について適時把握を行い、関係機関及び一般消費者に対して情報提供を行う

3 今後の検討課題

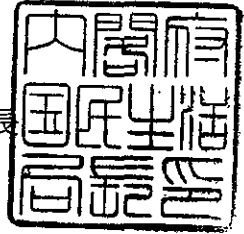
- (1) 厚生労働省は、年度内を目途として、こんにゃく入りゼリーを含む食品による窒息の要因及び事例の分析、窒息リスクに関する意識調査等を通じ、こんにゃく入りゼリーの他、もち、あめ等の食品による窒息事故の再発防止等に関わる科学的知見の集約等を進める
- (2) 食品安全委員会は、(1) で得られた知見及び他機関の協力を踏まえて、こんにゃく入りゼリーの物理的・化学的等要因が人の健康に及ぼす影響についての評価（諸外国が実施した評価のレビューを含む）を行う
- (3) 内閣府は、上記の改善状況の把握、調査、評価等を踏まえ、消費者庁発足後の対応方針について検討を進める



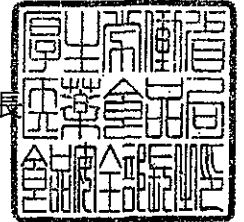
府国生第1086号
 食安発第1021004号
 20総合第1345号
 平成20年10月21日

(社)日本食品衛生協会理事長 殿

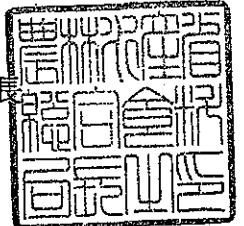
内閣府国民生活局長



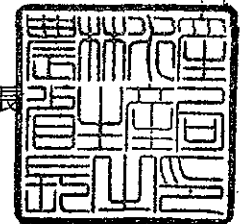
厚生労働省医薬食品局食品安全部長



農林水産省総合食料局長



農林水産省生産局長



こんにやく入りゼリーによる窒息事故の再発防止策について

食品安全行政の推進については、従来より種々、御理解と御協力をいただいているところで。

さて、ここ数年来、こんにやく入りゼリーによる窒息死亡事故の発生が続いており、関係者による再発防止に向けた取組にもかかわらず、先月更に新たな事故が発生したことは周知の通りです。

このため、10月3日には関係団体から農林水産省に「一口タイプのこんにやく入りゼリーの事故防止強化策」が報告され、警告表示の改善・強化等が進められています。また、政府においては、消費者への注意喚起等に注力しているところで。

こうした状況を踏まえ、貴団体におかれては、食品の安全性確保について事業者が一義的責任を有していることに鑑み、既に流通している注意喚起の表示が小さな商品や表示がないこんにやく入りゼリーについて、包装の上からシールを貼付して一層の注意喚起を図る、店頭から自主回収を行う、店頭において注意情報を提供するなど、当該商品による新たな事故発生を防止するために必要な措置を講じられますよう、貴団体会員に対し周知方よろしくお願ひします。

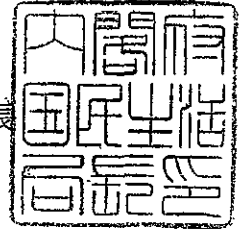
なお、本通知は、別紙に掲げる団体に送付されていますことを申し添えます。



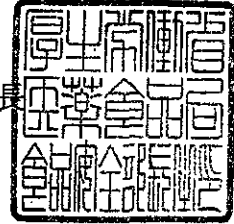
府国生第1086号
食安発第1021004号
20総合第1345号
平成20年10月21日

(社)日本輸入食品安全推進協会会長 殿

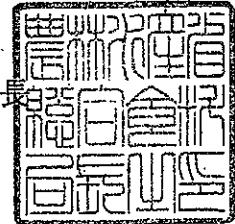
内閣府国民生活局長



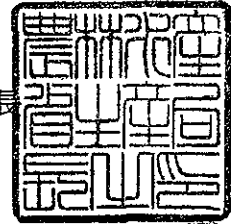
厚生労働省医薬食品局食品安全部長



農林水産省総合食料局長



農林水産省生産局長



こんにやく入りゼリーによる窒息事故の再発防止策について

食品安全行政の推進については、従来より種々、御理解と御協力をいただいているところであります。

さて、ここ数年来、こんにやく入りゼリーによる窒息死亡事故の発生が続いており、関係者による再発防止に向けた取組にもかかわらず、先月更に新たな事故が発生したことは周知の通りです。

このため、10月3日には関係団体から農林水産省に「一口タイプのこんにやく入りゼリーの事故防止強化策」が報告され、警告表示の改善・強化等が進められています。また、政府においては、消費者への注意喚起等に注力しているところであります。

こうした状況を踏まえ、貴団体におかれては、食品の安全性確保について事業者が一義的責任を有していることに鑑み、既に流通している注意喚起の表示が小さな商品や表示がないこんにやく入りゼリーについて、包装の上からシールを貼付して一層の注意喚起を図る、店頭から自主回収を行う、店頭において注意情報を提供するなど、当該商品による新たな事故発生を防止するために必要な措置を講じられますよう、貴団体会員に対し周知方よろしくお願ひします。

なお、本通知は、別紙に掲げる団体に送付されていますことを申し添えます。

(別紙)送付先一覧

団体名
全国こんにやく協同組合連合会
全日本菓子協会
全国菓子工業組合連合会
全国菓子卸商業組合連合会
日本菓子BB協会
(社)日本フードサービス協会
事業協同組合全国焼肉協会
(社)日本麺類業団体連合会
(社)日本べんとう振興協会
(社)日本給食サービス協会
(社)日本私立学校給食協会
(社)日本弁当サービス協会
全国給食事業協同組合連合会
日本給食品連合会
全国小売市場総連合会
日本スーパーマーケット協会
日本小売業協会
日本百貨店協会
日本チェーンストア協会
(社)日本セルフ・サービス協会
(社)日本ショッピングセンター協会
(社)全国スーパーマーケット協会
オール日本スーパーマーケット協会
(社)日本フランチャイズチェーン協会
(社)日本ボランタリー・チェーン協会
協同組合セルコチェーン
全日食チェーン商業協同組合連合会
無添加食品販売協同組合
(社)日本加工食品卸協会
(社)日本外食品卸協会
日本生活協同組合連合会
日本チェーンドラッグストア協会
(社)日本輸入食品安全推進協会
(社)日本食品衛生協会

府国生第1029号

平成20年10月2日

都道府県知事及び政令指定都市市長あて

内閣府国民生活局長

田中 孝文

こんにゃく入りゼリー事故に関する注意情報について（依頼）

平素より消費者行政の推進に当たっては格別のご理解、ご協力頂きまして有難うございます。

さて、去る平成20年9月30日、独立行政法人国民生活センターにおいて、本年7月、こんにゃく入りゼリーを食べた幼児が喉に詰まらせ、病院に搬送されたが、9月20日に亡くなったとの情報が公表されました（別紙 国民生活センター資料ご参照）。

当局としましては、消費者の安全、安心の確保の観点から、本事案を注視し、再発防止のため関係機関間の連携強化を図っているところです。

ミニカップタイプ等のこんにゃく入りゼリーは、窒息等の危険性がありますので、貴職におかれては、乳幼児、児童や高齢者の方が食べないように、住民に対し広報等を通じ周知頂くとともに、児童福祉施設、介護保険施設、関係団体等において乳幼児、児童や高齢者の方に対し提供されることのないよう御配意願います。

<連絡先>

内閣府国民生活局

消費者安全課 小林、茂野

03-3581-7735（直通）

またひとり こんにゃく入りゼリーで死亡
—子どもや高齢者に絶対に与えない！—

平成 20 年 9 月 30 日
独立行政法人 国民生活センター

事故の概要

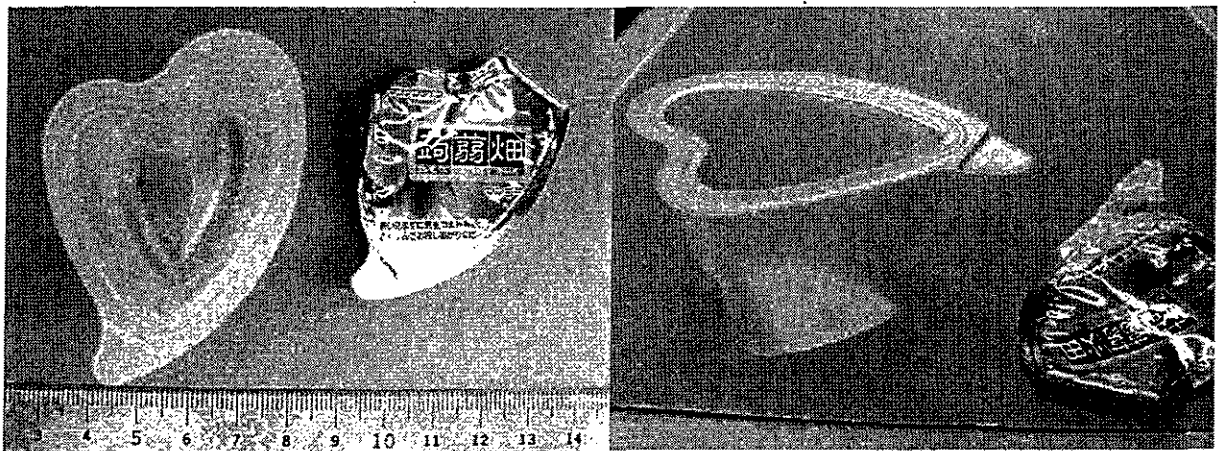
【事例】

2008 年 7 月 29 日、凍らせたこんにゃく入りゼリーを、祖母が 1 歳 9 ヶ月の男児に与えたところ、喉に詰まらせた。病院に救急搬送されたが、9 月 20 日亡くなった。

(事故発生年月：2008 年 7 月 29 日 1 歳 9 ヶ月 男児 兵庫県)

- ・製造者名：(株) マンナンライフ
(住所) 群馬県富岡市上小林 137
- ・商品名：「蒟蒻畑 マンゴー味」
- ・本事案は現在、弁護士に委任しているところです。

事故品の写真 (提供：搬送先の医師)



<本件連絡先>

独立行政法人国民生活センター
商品テスト部危害情報室
TEL：03-3443-6223

(参考1) こんにゃく入りゼリーによる死亡事故一覧

	事故発生年月	被害者の性別	事故時の被害者年齢
1	1995年7月	男児	1歳6ヶ月
2	1995年8月	男児	6歳
3	1995年12月	女性	82歳
4	1996年3月	男性	87歳
5	1996年3月	男性	68歳
6	1996年3月	男児	1歳10ヶ月
7	1996年6月	男児	2歳1ヶ月
8	1996年6月	男児	6歳
9	1999年4月	女性	41歳
10	1999年12月	男児	2歳
11	2002年7月	女性	80歳
12	2005年8月	女性	87歳
13	2006年5月	男児	4歳
14	2006年6月	男性	79歳
15	2007年3月	男児	7歳
16	2007年4月	男児	7歳
17	2008年7月	男児	1歳9ヶ月

合計：17件（*赤が今回の死亡事故）

(参考2) 当センターがこれまでに実施したこんにゃく入りゼリーに関する注意喚起

- ①こんにゃく入りゼリーで、死亡事故が起きています！（1995年10月16日）
- ②乳幼児には危険！？一口サイズのこんにゃく入りゼリー（1995年11月1日）
- ③続発！一口サイズのこんにゃく入りゼリーによる死亡事故（1996年6月21日）
- ④一口サイズのこんにゃく入りゼリーによる死亡事故がまた起きました（1996年7月12日）
- ⑤お年寄りも死亡！一口サイズのこんにゃく入りゼリー（1996年8月14日）
- ⑥ソフトタイプこんにゃく入りゼリーでも窒息事故 幼児には与えない方が無難（1997年9月5日）
- ⑦こんにゃく入りゼリーの事故—幼児、高齢者はとくにご注意！—（2006年11月13日）
- ⑧死亡事故2件発生 こんにゃく入りゼリーの事故—子どもや高齢者に与えないこと！—（2007年5月23日）
- ⑨「死亡事故2件発生 こんにゃく入りゼリーの事故—子どもや高齢者に与えないこと！—」（2007年5月23日公表）に関する事業者名等について（2007年6月15日）
- ⑩ミニカップタイプのこんにゃく入りゼリーによる事故防止のために—消費者への警告と行政・業界への要望—（2007年7月5日）

一口タイプのこんにやく入りゼリーの事故防止強化策について

平成20年10月 3日
全国こんにやく協同組合連合会
全国菓子工業組合連合会
全日本菓子協会

I 強化策の対象

一口タイプのこんにやく入りゼリーを対象とする。

具体的には、ミニカップタイプのこんにやく入りゼリーと袋物等の一口タイプのこんにやく入りゼリーを対象とする。

II 表示の改善・強化

1 袋おもて面の警告内容の明確化及び警告マークの拡大

消費者が分かりやすく、また、警告マークの警告内容が十分に伝わるようにするため、新たに大きな白抜きの四角スペースを設けて、「～お願い～ 小さなお子様や高齢者の方は絶対に食べないで下さい。本品は弾力性があり、そしゃく力の弱い小さなお子様や高齢者はのどに詰まる恐れがあります。」という文章での警告表示を行う。また、警告マークについても従来より大きくする。

(具体的表示方法)

- ① 袋のおもて面の下段に、普通サイズ（縦20cm×横15cm程度）の袋で、縦4.5cm以上、幅13cm以上の白抜きの四角スペースを設けて、右端に警告マーク（マークの上の「こんにやく入りゼリー」は残す。）を入れる。（従来は警告マークのみ（縦幅2cm以上））
- ② 白抜きのスペースの枠は黒色、「～お願い～」の文字は赤色とし、「～お願い～ 小さなお子様や高齢者の方は絶対に食べないで下さい」の字の大きさは15ポイント以上、「本品は弾力性があり、・・・のどに詰まる恐れがあります。」の字の大きさは12ポイント以上とする。
- ③ 警告マークの大きさは、最短径（縦幅）2.5cm以上とする。
- ④ 袋のサイズが普通サイズよりも小さい又は大きい場合には、袋の大きさに比例した白抜きのスペース及び活字の大きさとする。（別紙1）

2 袋の裏面の警告表示等の改善

消費者に分かりやすくするため、裏面の警告表示枠内の文字を大きくする。また、事故防止対策に万全を期すため、新たに、

- ・凍らせないこと、
- ・召し上がり方についての注意、

を表示事項として追加する。

(具体的表示方法)

- ① 警告表示枠内の活字の大きさは、従来の8ポイント以上を10ポイント以上とする。
- ② 警告表示枠の上段に記載する「△警告」の字の大きさは、従来の10ポイント以上を、12ポイント以上とする。
- ③ 警告表示として、従来の3点に加え、「凍らせると硬さが増しますので、凍らせないで下さい。」を追加する。
- ④ 警告表示欄以外の場所に、囲みを入れた上でその中に「召し上がり方：容器の底をつまんで押し出して、吸い込まずによく噛んで、お召し上がり下さい。」という文章と併せて「つまみ出す図」を入れた表示を行う。

(別紙1)

3 個包装の表示の改善

袋の中の個々のミニカップのフタ部分にも、警告マーク（文章入り）又は「お子様や高齢者の方は食べないで下さい。」という表示を大きくはっきりと分かるように行う。（例えば、個包装のトップシールの3分の1程度を占める割合）

Ⅲ 形状及び物理特性の改善

1 「こんにやく入りゼリー物性等改善方策検討委員会」の立ち上げ

明らかに事故の発生リスクが下がることを科学的に説明できる改善策を見出すため、こんにやく入りゼリー合同対策会議のメンバーに学識経験者、メーカーの研究者等の専門家を加えた「こんにやく入りゼリー物性等改善方策検討委員会」を立ち上げる。

2 企業における改善取組

検討委員会での検討と並行して、ゼリーの形状及び物理特性について可能な改善に取り組む。

IV 販売方法の改善

1 流通関係団体への協力の依頼

3団体の連名で、小売業、卸売業の団体に、今回の事故防止強化策の内容についてお知らせするとともに、併せて、店頭において警告表示の掲示、子供向け菓子と一緒に販売しないなどの取組に、傘下企業の協力をお願いする。

(別紙2)

2 各メーカーから流通事業者への協力の要請

各メーカーからも、流通事業者に対して今回の事故防止強化策の内容を説明するとともに、併せて、店頭での取り扱いについて依頼する。

V 取組みスケジュール

1 表示の改善・強化については、各社において直ちに、商品おもて面への改善表示が印刷されたシールの貼付や、店頭用ポップの掲示等により警告表示を徹底する。各社においては、シールの印刷の発注、商品への貼付等を直ちに開始する。

2 改善表示が印刷された新包材については、各社において直ちにデザインの改訂、発注を行い、新包材への変更を速やかに行うこととする。(本年12月末までには全ての包材の切り替えを完了)

3 「こんにゃく入りゼリー物性等検討委員会」については、委員の了解を得た上で10月中旬を目途に立ち上げ、1ヶ月程度を目途に中間的な取りまとめを行なう。

4 販売方法の改善については、10月6日付けで流通関係団体に対して、協力依頼の文書を発出するとともに、各社においては直ちに小売業者への各種協力依頼を開始する。

5 3団体及び各社の取組の進捗状況について、とりまとめの上、毎月末に農林水産省に報告する。

● 召しあがり方

容器の底をつまんで
押し出して、吸い込まずに
よく噛んでお召しあがり
ください。



⚠ 警告

- お子様や高齢者の方は、のどに詰まるおそれがありますので、たべないでください。
- 万が一、のどに詰まった場合には、膝の上にうつぶせにして背中をたたか、または、にぎりこぶしをみぞおちに当てて押し上げ、吐き出させてください。
- 凍らせると硬さが増しますので、凍らせないでください。
- お子様の手の届かないところに保管してください。

~~~~~ お願い ~~~~~

小さなお子様や高齢者の方は  
絶対にたべないでください

本品は弾力性があり、そしゃく力の弱い  
小さなお子様や高齢者の方はのどに  
詰まるおそれがあります。



別紙2

平成20年10月6日

関係団体の長 あて

全国こんにやく協同組合連合会  
全国菓子工業組合連合会  
全日本菓子協会

一口タイプのこんにやく入りゼリーの事故防止強化策について

拝啓 時下ますますご清栄のこととお慶び申し上げます。

さて、こんにやくゼリーの事故防止対策につきましては、昨年9月からお子様や高齢者の方には不向きであることを表す統一マークを袋のおもて面に「警告マーク」として表示するとともに、袋の裏面に統一的な警告表示を行い、事故防止に取り組んできたところですが、今般、新たに7月末に凍らせたこんにやくゼリーを食べたお子様が窒息事故を起こし、9月20日にお亡くなりになりました。

関係業界といたしましては、この事態を深刻に受け止め、今後このような事故が起きることがないように、別添のとおり事故防止強化策に取り組むことといたしましたので、貴団体傘下の各企業の皆様方に、何卒ご理解いただき、ご協力いただきますよう、周知方よろしく願いいたします。

特に、今後、各メーカーから店頭における注意表示の掲示や売り場の場所につきましてご依頼いたしますので、何卒ご協力方よろしく願いいたします。

敬具